

問Ⅴ－４－⑩（遊休財産額）

公益法人が、金融資産の1号財産（公益目的保有財産）と2号財産（公益目的事業を行うために必要な収益事業等その他の業務又は活動の用に供する財産）の配分割合を変更することは可能でしょうか。

答

1 事業環境の変化により、当初控除対象財産の区分で想定していた1号財産（公益目的保有財産）と2号財産（公益目的事業を行うために必要な収益事業等その他の業務又は活動の用に供する財産）の配分割合が適応しない状態となることがあります。このような場合には、現在の資産の区分状況によって、その対応方法が異なります。

① 2号財産から1号財産に振り替える場合

2号財産から1号財産への振替は、適時に行うことが可能です。

② 1号財産から2号財産に振り替える場合

1号財産から2号財産への振替は、不可能ではありませんが、安易に認められるべきものでもありません。1号財産は、公益目的事業のために使用又は処分することが義務付けられている公益目的事業財産に当たるからです（公益法人認定法第18条本文）。ただし、例えば、金融資産である1号財産を2号財産に振り替えること以外に、法人管理の財源不足を補う方法がない場合には、1号財産から2号財産への振替も許容できると考えますが、安易な振替となっていないかどうか注意する必要があります。

また、1号財産から2号財産に振り替えた財産額は、振替後も公益目的取得財産残額（公益認定が取り消された場合に、類似の事業を目的とする他の公益法人等に対して贈与する財産の額）の算定に含めることとなりますので、御留意ください（公益法人認定法施行規則第26条第5号）。

2 なお、上記の振替を行う際には、あらかじめ必要な機関決定等を行ってください。